質問に対する回答

三浦市障害者基幹相談支援センター設置運営業務に関する募集要項及び同業務委託仕様書等についての質問に対し、以下のとおり回答します。

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
1	―	**委託料の積算根拠について** 提案上限額95,248,394円について、次の事項を明らかにしてください。 ①人件費、事務所貸借料、設備整備費、事業運営費、その他経費の項目別積算額 ②人件費の積算に用いた職種別の配置人数、給与水準、法定福利費及び各種手当の算定条件 ③準備期間に要する費用の積算額及びその内訳 ④法人本部における労務管理、経理、総務等の間接経費を委託料に含めているか。その場合の積算額 また、上記の積算内訳について、応募事業者が事業計画及び収支計画を適切に作成できるよう、資料として公表してください。	業務内容についての質問ではなく、同時に委託料の金額自体が評価すべき項目の１つとなっていることから、評価に関連する項目として、回答を差し控えさせていただきます。
2	―	**専門職員の配置と週6日開所の整合性について** 仕様書では、常勤の専門的職員2名以上、補助的業務に携わる職員1名以上の配置を求める一方、月曜日から土曜日までの開所を義務付けています。 ①常勤専門職員2名を基本とした場合、週6日の開所体制をどのように維持することを想定していますか。 ②職員の年次有給休暇、研修、出張、病気休暇等を考慮した代替職員の配置費用は、委託料に積算されていますか。 ③専門職員が地域の相談支援事業所への訪問指導、同行支援、会議等で不在となる場合、センター内に専門職員を常時配置する必要がありますか。	職員配置に関しましては、常勤2名以上（うち1名は専従、1名以上は兼務可）を基本条件としております。その条件を踏まえ、週6日間にわたり、センターには常に専門職が1名以上勤務している体制を想定しています。ただし、別の場所で相談業務、会議出席等を行う場合には、一時的に不在となる場合があることを想定しています。
3	―	**専門職員の配置と週6日開所の整合性について** ④常勤専門職員2名は最低配置基準と理解しますが、市は実際の業務量を踏まえて何名の専門職員を配置することを想定していますか。	市が想定する配置人数は募集要項及び仕様書記載のとおりです。
4	―	**時間外及び休所日の緊急対応について** ①閉所時間及び休所日における緊急相談対応について、24時間365日の連絡受付体制を求めるものですか。	閉所時間及び休所日における緊急相談対応については、仕様書に記載のとおりです。
5	―	**時間外及び休所日の緊急対応について** ②緊急対応の対象となる相談の範囲及び対応水準を具体的に示してください。	緊急対応の対象となる相談の範囲及び対応水準については、ケースバイケースであり、具体的にお示しすることは困難ですが、一般的には介護者が入院することになった場合における短期入所の手配や居宅介護の手配等を想定しています。
6	―	**時間外及び休所日の緊急対応について** ③時間外対応に伴う待機手当、時間外勤務手当、代休取得等の費用は委託料に積算されていますか。	番号1の質問と同内容の質問と考えられるため、回答を差し控えさせえていただきます。
7	―	**時間外及び休所日の緊急対応について** ④緊急対応において、市が直接対応する事案と受託者が対応する事案の区分及び連絡体制を示してください。	緊急対応についての区分や連絡体制については、契約候補者が決定したのちに市と契約候補者で協議して決定することを想定していますが、緊急時の対応に関しての提案についても評価対象となっているため、評価に関連する質問として、具体的な内容については回答を差し控えさせていただきます。

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
8	―	**個別相談業務と地域の相談支援体制強化業務の優先順位について** 基幹相談支援センターには、個別相談に加え、地域の相談支援専門員へのスーパーバイズ、人材育成、関係機関とのネットワーク構築等が求められています。 ①市は、個別相談業務と地域の相談支援体制の充実・強化に関する業務について、どのような役割分担及び業務量を想定していますか。 ②個別相談が増加し、地域の相談支援体制強化に関する業務の遂行に支障が生じた場合、市はどのような対応を行いますか。 ③困難事例について、基幹相談支援センターが継続的に直接支援することを想定しているのか、地域の相談支援事業所への後方支援を基本とするのか、市の方針を示してください。	いずれの質問も具体的な提案内容が評価対象となっているため、具体的な回答は差し控えさせていただきますが、基本的に個別相談については市内の相談支援事業所が担うことを想定しており、基幹相談支援センターが担うべき役割としては、人材育成やスーパーバイズ、支援困難ケースの個別相談等が重要なものになると考えております。
9	―	**地域生活支援拠点等のコーディネーター業務について** ①地域生活支援拠点等のコーディネーターに求める具体的な業務内容、業務量及び責任範囲を示してください。 ②緊急時の受入れ・対応に関する調整について、コーディネーターが担う範囲と市が担う範囲を明確にしてください。	具体的な提案内容が評価対象となっているため、評価に関連する質問として、回答は差し控えさせていただきます。
10	―	**地域生活支援拠点等のコーディネーター業務について** ③コーディネーター業務に必要な人件費及び活動経費は、どのように積算されていますか。	番号1の質問と同内容の質問と考えられるため、回答を差し控えさせえていただきます。
11	―	**自立支援協議会の運営に関する役割分担について** ①自立支援協議会及び各部会の運営について、市と受託者の具体的な役割分担を示してください。	基本的には全体会は市福祉課において、部会は基幹相談支援センターにおいて開催することを考えております。 また、ワーキング等については、市と基幹相談支援センターが協働して対応したいと考えております。
12	―	**自立支援協議会の運営に関する役割分担について** ②会議の開催準備、資料作成、議事録作成、委員との調整、地域課題の整理及び施策提案について、それぞれの責任主体を明らかにしてください。	基本的に番号11の質問に対する回答のとおりですが、具体的な提案については評価対象となっているため、評価に関連する質問として、具体的な回答は差し控えさせていただきます。
13	―	**自立支援協議会の運営に関する役割分担について** ③協議会及び各部会の運営に要する人件費、会議費等は委託料にどのように積算されていますか。	番号1の質問と同内容の質問と考えられるため、回答を差し控えさせえていただきます。
14	―	**行政と受託者の責任分担について** 仕様書では、受託者が市から独立し、自らの判断と責任で業務を処理することとされています。 一方、虐待対応、困難事例への支援、地域生活支援拠点等の運営には、行政の判断及び関与が必要となる場合があります。 ①障害者虐待に関する通報、事実確認、緊急保護、行政措置等について、市と受託者の役割分担を具体的に示してください。 ②受託者の専門的判断と市の判断が異なる場合、最終的な判断及び責任はどのように整理されますか。 ③受託者のみでは対応が困難な事案について、市が主体的に対応するための協議・判断の仕組みを示してください。	障害者虐待防止センターについては、引き続き市に置くものであり、おっしゃるような障害者虐待に関する通報、事実確認、緊急保護、行政措置等については市が担うべき役割と認識しております。 一方で虐待を受けた障害者に対する対応や虐待認定に係るコア会議への参加等、専門的な知識や経験を必要とする場面においては基幹相談支援センターの協力をお願いする場面が多くなると考えております。 虐待等の対応については、基幹相談支援センター単独で対応していただくことは想定しておらず、市と協働して対応していただくことを想定しております。

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
15	―	**委託業務の追加及び変更について** 仕様書では、「その他本市の障害福祉行政の運営に当たって、本市が基幹相談支援センターにおいて実施する必要があると判断する業務」を委託業務に含めています。 ①この規定によって追加を求めることができる業務の範囲を具体的に示してください。	特に業務の範囲を定めることはしておりません。 基幹相談支援センターとして実施する必要があると思われる事業について積極的にご提案していただき、その内容について評価をしたいと考えております。
16	―	**委託業務の追加及び変更について** ②契約締結時に想定していなかった業務が追加される場合、受託者との事前協議及び合意を必要とするものですか。	契約時に協議すべき内容と考えますが、基本的にはおっしゃるように事前協議、両者での合意が必要になると考えます。
17	―	**委託業務の追加及び変更について** ③業務追加によって人員増員や経費増加が必要となる場合、委託料の増額変更を行う仕組みはありますか。	事業所からの提案内容に伴う上限を超える増額変更は現在のところ考えておりませんが、法改正や制度変更による仕様変更等に伴う増額変更については、契約候補者との協議すべき内容と考えております。
18	―	**委託期間中の人件費及び物価上昇への対応について** 本業務は令和14年３月31日までの長期にわたる契約となっています。 ①契約期間中の賃金上昇、最低賃金の改定、社会保険料負担の増加及び物価上昇に対応した委託料の見直しを予定していますか。 ②法令改正や制度変更により業務量が増加した場合、委託料及び人員配置を見直す仕組みはありますか。 ③委託料の変更が認められる条件および協議手続を示してください。	いずれの内容についても契約候補者との協議が必要と考えておりますが、社会的な要因等による大幅な上昇等が認められる場合は、人員体制及び委託料の見直しが想定されると考えております。 ただし、提案上限額については、一定の物価上昇を加味したものをご提示いただくようお願いします。
19	―	**応募資格の設定根拠について** 応募資格として、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の運営実績を求めています。 ①この応募資格を設定した具体的な理由を示してください。	基幹相談支援センターの運営には高度な専門性が必要であると考えられることから、応募以前に指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の指定を受けていることを応募資格として設定しました。
20	―	**応募資格の設定根拠について** ②基幹相談支援センターの中核的機能である地域の相談支援体制の強化、人材育成、多機関連携、地域づくり等の実績を、参加資格ではなく提案審査において評価する考え方を示してください。	応募事業者からの様々なご提案を評価することでより良い候補者選定ができると考えたためです。
21	―	**応募資格の設定根拠について** ③共同事業者による応募を認めた趣旨と、代表者に相談支援事業所の運営実績を求める理由を示してください。	人員体制として１事業者では応募が難しい場合でも共同事業者による応募であれば可能である場合があると考えたため、共同事業者による応募も可能としました。後半の質問については番号19の質問に対する回答で述べたとおりです。

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
22	―	**応募資格の設定と公募の競争性・公平性について** 本公募では、応募資格として、令和8年10月1日時点における指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所の運営実績を求めています。 基幹相談支援センターの運営には高度な専門性が必要であることは理解しますが、応募資格と事業所の設置条件等を総合すると、実質的に応募可能な法人が限定される可能性があります。 ついては、以下の事項について回答してください。 ①この応募資格を設定するに当たり、三浦市内及び神奈川県内において、資格要件を満たす法人がそれぞれ何法人存在すると把握していましたか。 ②応募資格、事業所の立地条件及び専門職員の配置要件を設定する際、実質的な競争性を確保できるかについて、どのような検討を行いましたか。 ③本公募の実施に先立ち、特定の法人又は事業者に対し、事業受託の意向確認、運営条件に関する協議、事業費の見積依頼その他の事前調整を行いましたか。行った場合は、その対象法人の選定方法、実施時期及び協議内容を明らかにしてください。 ④募集要項及び仕様書の作成に当たり、外部の法人又は事業者から意見や提案を聴取しましたか。聴取した場合は、その内容が公募条件にどのように反映されたかを示してください。 ⑤特定の事業者が事前に公募条件を把握することによって、他の応募者との間に情報格差が生じないよう、どのような措置を講じていますか。	いずれも募集要項及び仕様書の業務内容等についての質問内容ではないと考えられるため、回答を差し控えさせていただきます。
23	―	**事業所の設置条件について** ①三浦海岸駅又は三崎口駅から概ね徒歩15分以内という立地条件を設定した理由を示してください。	様々な障害をお持ちの方がいる中で、障害当事者の利便性を考えた結果、このような設置条件とさせていただきました。
24	―	**事業所の設置条件について** ②駅からの距離だけでなく、障害者の移動手段、駐車場、バリアフリー環境、既存の福祉関係機関との連携等を総合的に評価する余地はありますか。	駅からの距離の条件を前提としますが、おっしゃっている条件については評価の対象となりえると考えております。
25	―	**事業所の設置条件について** ③既存施設の一部を活用する場合、事務室、相談室、会議室等について他事業との共用を認めますか。その場合の条件を示してください。	共用とすることは特に妨げるものではありませんが、障害者又は支援者等が相談を必要とする際に個室を利用できる環境が望ましいと考えております。
26	―	**審査体制及び評価基準について** ①審査委員会を三浦市職員のみで構成する理由を示してください。 ②障害当事者、家族、相談支援の専門職等の意見を審査に反映させる仕組みはありますか。 ③別表の審査表において、地域の相談支援体制の強化、専門職の人材育成、多機関連携及び運営の継続性をどのように評価するのか、具体的な評価方法を示してください。	審査に係る会議体の構成に関する事項を含め、評価に関連する質問として、回答を差し控えさせていただきます
27	―	**業務量の想定及び実績資料について** 適切な人員配置及び収支計画を検討するため、以下の資料を提示してください。 なお、現行の事業体制において把握していない項目については、その旨を明示してください。 ①直近3年間の基幹相談支援センターに関する相談件数、相談実人数及び困難事例の対応件数	令和5～7年度の実績でお答えします。 ・相談件数（延べ件数） 令和5年度　599件 令和6年度　567件 令和7年度　371件 ・相談実人数 令和5年度　244名 令和6年度　202名 令和7年度　187名 ・困難事例の対応件数 報告書の中に項目として設けていなかったため、把握しておりません。

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
28	－	**業務量の想定及び実績資料について** ②自立支援協議会及び各部会の年間開催実績	令和7年度の開催状況についてお答えいたします。 ・全体会　年２回 ・部会（障害福祉サービス提供事業所連携部会、権利擁護部会、相談支援部会）　各２回 ・調整会議　月1～2回程度 ・ワーキング（医療的ケア児に関する検討会、移動支援事業に関する検討会、地域生活支援拠点に関する検討会）　概ね年1回 これ以外に各部会が行う研修やイベント等への参加等があります。
29	－	**業務量の想定及び実績資料について** ③地域の相談支援事業所に対する助言、同行支援、研修等の実施実績	令和5～7年度の実績でお答えします。 ・地域の相談支援事業所に対する助言（専門的な指導・助言の報告件数で回答）（延べ件数） 令和5年度　137件 令和6年度　131件 令和7年度　146件 ・同行支援（延べ件数） 令和5年度　3件 令和6年度　10件 令和7年度　22件 ・研修等の実施実績 令和5年度　6回 令和6年度　18回 令和7年度　20回
30	－	**業務量の想定及び実績資料について** ④時間外及び休所日の緊急相談件数	時間外及び休所日の緊急相談件数については、令和8年度については特にこれまでのところ市役所に対する相談等はございません。 令和7年度における基幹相談支援センターに対する時間外及び休所日の緊急相談件数については、特に報告は受けておらず、把握しておりません。
31	－	**業務量の想定及び実績資料について** ⑤令和9年度以降に市が想定している業務量及び重点的な取組	令和9年度以降の業務量については、委託候補者の提案内容によって変わる流動的なものであると考えています。したがって、この回答で具体的なものをお示しすることは控えさせていただきます。 重点的な取組については、基幹相談支援センターの安定的な運営であると考えております。
32	－	**応募資格に掲げる事業種別と審査対象の事業種別の不一致** 募集要項では「指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所」の運営を応募資格としています。一方、審査表では「指定特定相談支援事業所や障害児相談支援事業所」の運営実績を確認すると記載され、「指定一般相談支援事業所」が記載されていません。応募資格にある指定一般相談支援事業所の運営実績は、審査においてどのように扱われますか。また、審査表にのみ掲げられた障害児相談支援事業所の実績を評価対象とする根拠を示し、事業種別の記載を統一するか、相違の趣旨を明示してください。	応募資格は募集要項に記載のとおりであり、そのほかは評価に関連する質問として、回答を差し控えさせていただきます。 なお、相談支援業務と思われる業務の実績については全てご記載くださいますようお願いいたします。
33	－	**応募資格の基準日・実績期間と審査表の「過去３年以上」の関係** 募集要項では、三浦市内の事業者に令和８年10月１日時点での運営を求め、市外の県内事業者には同日時点で１年以上の運営実績を求めています。他方、審査表では「過去３年以上」の運営実績を確認すると記載されています。これは参加資格とは別の加点評価基準という理解でよいですか。「過去３年以上」の起算日、継続性の要否、対象事業種別を明示してください。	３年以上の運営実績は参加資格要件となっていません。ここでは評価上の留意点として記載しております

番号	資料名称、ページ・行等	質問内容	回答
34	－	**主任相談支援専門員の配置に関する仕様書と審査表の関係** 仕様書では、主任相談支援専門員養成研修の未修了者であっても、所定の要件を満たす相談支援専門員を配置し、受託後速やかに研修を受講することを認めています。一方、審査表では「配置予定者に主任相談支援専門員が配置されているか」と記載されています。仕様書で認める研修未修了の配置予定者は、この審査項目においてどのように評価されますか。両資料の取扱いを明確にしてください。	評価に関連する質問として、回答を差し控えさせていただきます。
35	－	**「特定テーマ」２項目の特定と提示資料の確認** 「特定テーマ」２項目の特定と提示資料の確認 審査表には「テーマ１」「テーマ２」に対する提案を審査する旨が記載されていますが、今回確認した募集要項及び仕様書の本文には、各テーマの内容が明示されていません。両テーマを定めた資料の名称、該当箇所及び公表日を示してください。未公表の場合は、具体的なテーマと提案方法を全応募予定者に同一条件で提示してください。 なお、本質問は配点の妥当性や審査委員の裁量的判断の開示を求めるものではなく、公表資料間の記載の整合性と応募者が共通に理解すべき審査条件の確認を求めるものです。回答により資料の訂正・補足が必要となる場合は、全応募予定者に同時に周知してください。	特定テーマは、基幹相談支援センターに求められる役割の中から特に重要と思われる又は自立支援協議会全体会等で特に強く委託候補者に求められた事項について、提案を求めるものです。各テーマについては、様式集の様式７に記載のとおりです。提案者に様々なご提案をいただき、評価してまいりたいと考えております。